

## 学校教育課

## 本市におけるいじめの状況と対応について

## 1 都道府県別 1,000 人当たりのいじめ認知件数（国公立）

順位	平成 26 年度		順位	平成 27 年度	
	都道府県	認知件数		都道府県	認知件数
1	京都府	85.4	1	京都府	90.6
2	宮城県	69.9	2	宮城県	70.8
3	宮崎県	66.0	3	山形県	48.4
⋮	⋮	⋮		⋮	⋮
44	兵庫県	4.2	27	兵庫県	11.3
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
45	埼玉県	4.1	44	広島県, 福岡県	5.1
46	福島県	4.0	46	香川県	4.5
47	佐賀県	2.8	47	佐賀県	3.5
	平均	13.7		平均	16.4

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

## ※文部科学省が示すいじめの事例

体育の時間にバスケットボールの試合をした際、球技が苦手なBはミスをし、Aからミスを責められたり他の同級生の前でばかにされたりし、それによりBはとても嫌な気持ちになった。見かねたCが「それ以上言ったらかわいそうだよ」と言ったところ、Aはそれ以上言うのをやめ、それ以来、BはAから嫌なことをされたり言われたりしていない。その後、Bもだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、Aに昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。

### 3 学校における対応

- (1) 学校いじめ防止基本方針の点検
- (2) 学校いじめ防止基本方針をHPに公表等，保護者に周知
- (3) 学校いじめ防止等の対策のための組織の招集
- (4) 職員会議等で校内研修会の実施
- (5) 道徳や学級活動で指導
- (6) スクールカウンセラー，養護教諭の積極的活用による相談体制の充実
- (7) いじめアンケート実施や教育相談，生活ノート等の活用による未然防止および早期発見
- (8) いじめのチェックリストの活用
- (9) ネットいじめの防止，対処のための啓発
- (10) 警察，家庭児童センター等の関係機関との連携協力

### 4 昨年度の新たな取組

- (1) 文部科学省通知「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成」に基づき，校長会，生徒指導連絡協議会で，積極的ないじめ認知について確認，指導を実施
- (2) いじめアンケートを毎学期実施し，その都度，対象者に対する個別調査を実施
- (3) スマホサミットを開催し，子どもたち自らがSNSを使ったいじめについて考える場を設定
- (4) スクールソーシャルワーカーを活用し，連絡協議会，ケース会議，校内研究会等での研修を実施
- (5) 要支援児童生徒への長期休業明け前の家庭訪問等，事前の個別指導の徹底

### 5 平成28年度 芦屋市いじめ問題対策審議会

第1回：平成28年 8月23日（火）

第2回：平成28年10月12日（水）

第3回：平成29年 2月14日（火）

内容 ・事例報告ならびに経過報告  
・いじめアンケートの結果の分析とその対応について  
・芦屋市いじめ防止基本方針の見直しについて 等